

北海道における「山のみち」(旧大規模林道)の全面中止を求める声明

北海道では「山のみち」(旧大規模林道・旧緑資源幹線林道)整備事業について、主として財政的な理由から、「残区間の大半の中止も視野」に本格的な事業再評価に入ることが伝えられている。

しかし本事業は、財政状況の如何にかかわらず、そもそも事業の妥当性・必要性・効果が失われた、時代に即応しない無駄な公共事業の典型であり、また北海道に残された良好な自然林地帯を大規模に破壊し、希少野生動植物保護・生物多様性保護などに反する事業なので、知事はすみやかに全面的な中止を決断することを求める。

その理由の要点は次のとおりである。

- ① 本事業は1973年に林業生産の増大を目的に計画された「北海道大規模林道圏開発計画」の幹線林業事業であるが、その後の時代の変化により、「林業基本法」が「森林・林業基本法」に抜本改正されたことに象徴されるように、国有林・道有林を通じて森林・林業政策が公益的機能重視に抜本的に改革されたため、木材生産を主眼とする大規模林道事業の妥当性・必要性が消滅していること。
- ② 大規模林道は奥山(北海道の場合は国有林・道有林地帯が多い)を「峰越し」して長距離を貫通する計画となっているが、現在の森林計画制度では「流域単位」の森林経営を基本としているので、そもそも「峰越し」の必要性がないこと。

とくに「峰越し」付近は地形が急峻なため、林道工事による森林伐採・土砂切盛などの度合いが高くなり、工事費が高騰し、また良好な自然環境を破壊する度合いも高くなり、森林の公益的機能を阻害すること。

大規模林道の建設は、シマフクロウ、クマタカ、ナキウサギなど多くの貴重種や絶滅危惧種の生息地の破壊や分断をもたらし、自然破壊が著しいこと。
- ③ 林道事業の「費用対効果」で最大の「効果」を占めるのは「木材生産」であるが、近年の森林・林業政策により、国有林(1998年の木材生産林54%→2007年の資源の循環利用林6%)・道有林(2002年に木材生産を目的とする皆伐・択伐を廃止)ともに木材生産の比重が激減したので、工業事業としての投資効果がないこと。

それにもかかわらず林野庁は「費用対効果」を偽り(例えば、様似えりも区間では木材生産目的の施業を廃止した道有林で莫大な木材生産効果を計上)、その算出根拠の情報公開を求めた自然保護団体に対し「廃棄したので資料不存在」と回答、知事は「説明責任なし」と説明を回避しながら、昨年度まで事業を継続したこと。
- ④ 当ネットワークは2005年8月から2008年6月まで7回にわたり、知事に中止を求めるとともに関連質問を繰り返してきたが、知事は無回答ないし根拠の説明欠落のまま昨年度まで事業を継続してきた。

しかし今年度からは北海道が事業主体の「山のみち」事業となり、説明責任は全面的に知

事が負うこととなった。したがって知事は、本年度の再評価の説明責任と透明性を確保するとともに、昨年度まで事業を実施してきた妥当性についても説明責任を果たすべきであること。

2008年8月1日

大規模林道問題北海道ネットワーク

大雪と石狩の自然を守る会	会長	寺島一男
ナキウサギふぁんくらぶ	代表	市川利美
十勝自然保護協会	会長	安藤御史
(社)北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙
北海道自然保護連合	代表	寺島一男
ザ・フォレストレンジャーズ	代表	市川守弘